

12 防災・減災

横浜市では、災害での被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組（減災行動）として、「自助」「共助」「公助」の取組を推進しています。

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の事例検証によると、災害発生時、特に発災直後は、公助が十分に機能せず、自助や地域で助け合う共助が果たす役割が大きいことが報告されています。

- ・自助（自らが自分・家族を守る備えや行動）
- ・共助（近隣の皆さんで互いの安全・安心のために協力しあう地域活動）
- ・公助（市・区、国・県・警察等の公的機関による救助活動等の災害対応）

災害時要援護者名簿

身

知

精

地域の中には、災害発生時の避難行動などに対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される、高齢者や障害のある方をはじめとした要援護者の方が暮らしています。

本市においては、災害対策基本法や横浜市防災計画、震災対策条例等の規定に基づき、災害時要援護者名簿を作成し、協定を結んだ自主防災組織に名簿を提供するなど、共助による要援護者支援の取組を推進しています。

【災害時要援護者名簿の対象者】

在宅で、次のいずれかに該当する方

①介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方

ア 要介護3以上の方

イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方

ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）

②障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者

③視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方

④愛の手帳（療育手帳）A1・A2の方

⑤精神障害者保健福祉手帳1・2級の方（本市で保管する名簿のみ掲載）

【窓 〇】健康福祉局福祉保健課

【電 話】671-4056 【F A X】664-3622

災害等緊急時における聴覚に障害がある方への情報伝達支援

(1) 聴覚障害者災害情報配信登録

身

避難勧告・指示等の災害時緊急情報をファクシミリ通信網を利用して自宅のファックスへ配信します。配信を希望する場合は登録申請が必要です。

【対象者】原則として身体障害者手帳2級から3級の聴覚障害者で、自宅にファックスがある方

【窓 〇】各区福祉保健センター（裏表紙）

(2) 110番アプリシステム

身

神奈川県警察では、言語や聴覚に障害のある方が、事件や事故に遭ったとき、警察に通報できるよう、警察庁が開発した110番アプリシステムを運用しています。このシステムは、スマートフォン等を使用して警察官と文字による会話をしながら110番通報を行うものです。

・スマートフォンの場合「110番アプリ」を検索し、ダウンロードしてください。

・フィーチャーフォン（ガラケー）の場合「<https://mobile110.npa.go.jp>」にアクセスしてください。

【対象者】聴覚障害者及び言語障害者で、神奈川県内で発生した事件・事故などについて電話等で緊急通報（110番）することが困難な方

【問合せ先】警察本部通信指令課 【電話】211-1212（内線）3631

(3) Net119 緊急通報システム (Net119) 身

GPS機能の付いた携帯電話機等の端末機から、音声によらない火災や救急などの緊急通報を行い、消防車や救急車を要請することができます。

【対象者】横浜市内に在住・在勤・在学で音声による119番通報が困難な方
※事前の登録が必要となります。

【問合せ先】消防局警防部司令課 【電話】334-6725 【FAX】334-6720

【メール】sy-shirei@city.yokohama.jp

【問合せ時間】平日 午前9時～午後5時

災害等緊急時における情報配信

(1) 防災情報 E メール配信 身 知 精

避難情報や津波警報の発表などの防災緊急情報を携帯電話・パソコン向けにEメールで配信するサービスを行っています。配信を希望する場合は事前に登録が必要です。

横浜市 防災情報 E メール

【問合せ先】総務局緊急対策課 【電話】671-3458 【FAX】641-1677



※緊急地震速報については、携帯電話事業者のサービスとしてメールが配信されていますので、各事業者にお問い合わせください。

(2) Yahoo! 防災速報 身 知 精

スマートフォンから利用できるアプリをダウンロードすることで、横浜市からの防災緊急情報を受信できます。

Yahoo! 防災速報

【問合せ先】総務局緊急対策課 【電話】671-3458 【FAX】641-1677

(3) 防犯情報 E メール配信 身 知 精

区内で発生した犯罪に関する情報を、携帯電話・パソコン向けにEメールで配信するサービスを行っています。配信を希望する場合は事前に登録が必要です。

【問合せ先】各区地域振興課（裏表紙：区代表電話）

■災害に備えた日ごろの準備

- 家具やガラスなどの安全対策をとりましょう
転倒防止器具などで家具を固定しましょう。ガラスに飛散防止フィルムを貼り付けましょう。
- 避難方法、避難場所を確認しましょう
各区防災マップ（区役所等で配布）などで、自分の地域の地域防災拠点を確認しておきましょう。
地域防災拠点：地震による倒壊などで、自宅で生活できないときに避難する身近な市立の小・中学校等
- 家族間の連絡方法・集合場所を決めましょう
あらかじめ、家族の間で連絡方法や集合場所を決めておきましょう。

●氏名、住所、緊急時の連絡先などを記入した非常用カードを準備しておきましょう

●非常用持ち出し品を用意しましょう

・最低3日分の食料品・水とトイレパックを用意しましょう。

・日ごろ服用している薬があれば、お薬手帳や薬の名前、服薬量が分かるメモ（処方箋）を保管しておきましょう。

・「障害者の健康ノート（主治医の連絡先、日ごろの身体の状況、薬や装具の内容等を記入しておきます。）」を常備しておく役に立ちます。

・障害などに応じて必要となる生活用品を準備しましょう。

※災害時要援護者が身近に準備しておく主な生活用品（例）

手足の不自由な人… 車いす、杖、歩行器など

目の不自由な人… 白杖、点字器など

耳の不自由な人… 情報を入手しやすくするための携帯電話や補聴器の電池、

筆談用のメモ用紙、筆記用具、笛、ブザーなど

音声・言語機能に障害のある人… 筆談用のメモ用紙、筆記用具、笛など

内臓機能に障害のある人… 人工呼吸器を装着している人は非常用外部バッテリーなど、

直腸膀胱機能障害の人は、ストーマ使用に必要な装具や皮膚

保護材などの付属品など、永久気管孔のある人は気管孔エプ

ロンの予備など、その人の状況に応じて必要なもの

■災害用コミュニケーションボード

文字や言葉で意思を伝えることが難しい人とのコミュニケーションツールです。

周囲の方々と必要な情報をやりとりするための絵記号等を掲載しています。

※地域防災拠点の防災備蓄庫等に収納されています。

※「セイフティーネットプロジェクト横浜」（78頁参照）

コミュニケーションボードに掲載されているイラストの中から、必要なイラストを選んで名刺サイズのカードやオリジナルのコミュニケーションボードを作成することができるシステムを公開しています。また、災害時にバンダナを活用した取組を41頁で紹介していますので、あわせてご覧ください。

■福祉避難所

大規模災害によって甚大な被害が発生し、自宅で生活できなくなってしまった場合、市内の小中学校などの地域防災拠点で避難生活を送ることになります。

障害児・者、高齢者などの要援護者のうち、体育館などでの避難生活に支障のある方には各地域防災拠点で要援護者向けのスペースを確保することになっていますが、それでも地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された方の二次的な避難所が「福祉避難所」です。

避難については、専門職などが、本人の状況や要介護認定の有無などを確認し、必要性を判断します。